

町民からの声への対応状況

平成 23 年 4 月受付分

受付月日	項 目	意見の概要	対応・取り組み状況	担当課
4 月 8 日	下水道使用料の納付書について	下水道使用料の納付書が、各班長さんより郵便受けにそのまま入れてあります。プライバシーで騒がれているこの頃、気になってなりません。どうにかありませんか。	下水道使用料の納付書の配布方法ですが、現在、封筒に入れるか入れないかは各自治会等にお任せをしている状況です。 自治会等から要望がありましたら、封筒に入れるよう対応しています。また、個人的にご希望の場合は、直接郵送させていただいておりましたが、この度ご意見をいただき、検討いたしました。結果、5 月期分より全ての納付書を封筒に入れてお届けすることにいたしました。	生活環境課
4 月 2 0 日	リサイクル資材解体選別保管場への許可について	西園、J A 長芋選果場西側の、リサイクル資材(鉄・非鉄金属)の解体選別保管場などができるのを、町はなぜ許可したのか。その場所は、青山剛昌ふるさと館や道の駅があり、町の玄関口である。隣には長芋選果場、食品を扱う場所だ。 町としての考えを聞きたい。	個人であれ、法人であれ、基本的にどこであっても営業することができる自由と権利があります。ただし、それにはその国、地域特有の規制や制限があります。すなわち、人に迷惑をかけたり環境を破壊したりしないということが大原則です。 今回の案件の場合、農振農用地からの除外、農地転用、地元の理解などの条件をクリアすることが必要でした。 農振除外については、法律に基づいて事務手続きをされ、除外の条件を満たされましたので、除外することとなりました。農地転用については、農業委員会で審議され、農地法に基づく条件を満たしていると判断されましたので、転用を許可されたところです。 また、地元の理解ですが、粉塵や騒音対	産業振興課、農業委員会、生活環境課、企画振興課

			策、水質汚濁防止、景観対策、施設の改善義務などを盛り込んだ「環境保全協定書」を事業主、北栄町、西園自治会、由良宿１区自治会の４者で締結しました。 これらの経緯を踏まえて、事業主が当該地に移転することとなった次第です。 景観に関することについては、景観法に基づき、平成２１年４月１７日付で「景観計画区域内における行為の届出書」が鳥取県へ提出されており、平成２１年５月１２日付受企第３５号で鳥取県中部総合事務所長へ「貴重な景観であると認識。行為着手にあたっては、この景観への影響が最小限になるよう、植栽及びフェンスの設置について、十分に配慮すること。町環境基本条例、町環境保全条例を遵守するよう指導願う」と回答しています。（県からは平成２１年６月１５日付第 200900046629 号で届出の審査結果、支障ないとの通知） 届出されている内容は、鳥取県景観計画の景観形成基準を満たしており、問題ないと考えていますが、今後については、届出どおり景観に配慮されているか、注意していきます。	
--	--	--	--	--